

令和2年度 保育所入所のしおり



■ そうべつ子どもセンター そうべつ保育所

壮警町字滝之町432番地9 そうべつ子どもセンター内
TEL0142-66-2452 FAX0142-66-2453
email kodomo.center@town.sobetsu.lg.jp

目次		
はじめに	2
保育目標	2
1 支給認定区分及び保育時間の区分について		
(1) 支給認定区分	3
(2) 保育時間の区分	3
2 保育所入所の基準		
(1) 2号、3号認定（保育標準時間・保育短時間）	4
(2) 1号認定（教育的標準時間）	4
3 対象年齢並びに定員	4
4 入所・退所・変更手続き		
(1) 入所手続き	5
(2) 退所手続き	5
(3) 変更手続き	6
5 保育料	6
6 保育日・休所日・1日の流れ・年間行事		
(1) 保育日		
(2) 休所日	8
(3) 1日の流れ	8
(3) 主な年間行事	9
7 登退所・欠席		
(1) 登退所	9
(2) 欠席	10
8 給食・持ち物・連絡		
(1) 給食	10
(2) 持ち物	10
(3) 連絡	11
9 保護者会	11
10 健康管理・保険		
(1) 健康管理	11
(2) 保険	11
11 その他		
(1) 個別面談	12
(2) ならし保育	12
(3) 障がい児保育	12
(4) 家庭での保育	12
(5) 布団等の管理	12
(6) 用意する物について	12
おわりに	17

はじめに

保護者の皆様へ

このたび、大切なお子さんをお預かりすることとなりました。

保護者の手を離れ、集団生活に入りますので、何かと不安なことも多いと存じますが、保育所ではより良い環境を整え、お子さんの安全をはかり、日常生活に必要な生活習慣を身につけ、心身ともにたくましい子どもに育てたいと思っています。

そのために大切なことは、家庭と保育所が密接な連絡を取り合うことです。どうぞ私どもの保育により、一層の効果が得られますよう皆様がたのご協力をお願いします。

保育目標

保育所は次の目標に向けて、入所する全ての子どもの保育を行い、また、その保護者に対する援助に取り組んでいきます。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 心身ともに豊かな子ども | (2) たくましい身体づくり |
| (3) 思いやりのある子ども | (4) 意欲を持つ子ども |
| (5) 自分で行動できる子ども | |



1 支給認定区分及び保育時間の区分について

そうべつ保育所（以下「保育所」といいます。）は、保護者が日中仕事や病気、介護などの理由により、家庭でお子さんが必要な保育を受けることができない場合に、保護者にかわってお子さんを保育する施設です。

また、保護者の状況に関わらず、給食終了後までお子さんを預かる保育も行っております。

（１）支給認定区分

保育所の利用を希望する場合は、利用のための認定が必要になります。申請に基づき、町が下記の３つの認定区分により認定を行います。

認定区分	対象	保育の必要量
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定以外の場合	—
2号認定 （満3歳以上・保育認定）	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育の必要性に係る事由」※に該当し、保育所に入所を希望する場合	保育標準時間 ／保育短時間
3号認定 （満3歳未満・保育認定）	満3歳未満の子どもで、「保育の必要性に係る事由」※に該当し、保育所に入所を希望する場合	保育標準時間 ／保育短時間

※「保育の必要性に係る事由」については、2「保育所入所の基準」をご覧ください。

（２）保育時間の区分

保護者の就労等の状況により、保育所を利用できる時間（保育の必要量）が次のとおり区分されます。

保育時間区分	保育所利用可能時間	就労時間
保育標準時間	最長11時間／日 午前7時30分～午後6時30分まで	月120時間以上 （フルタイムを想定した利用）
保育短時間	最長8時間／日 午前8時30分～午後4時30分まで	月48時間以上120時間未満 （パートタイムを想定した利用）
教育標準時間	午前8時30分～午後1時00分まで	就労等の条件はありません

※原則として保育が必要な時間帯の利用となります。仕事がない日（時間帯）は、お子さんと一緒に過ごしましょう。

※保育所開所時間は7：30～18：30までです。

※保育短時間は8：30～16：30までの認定になりますが、パートタイム等でもこの時間を超えてしまうことが想定される場合には、保育標準時間で認定することができます。

※教育標準時間と保育短時間は保育時間を延長することはできません。

保育短時間は、保育時間を超えた場合は保育標準時間に変わります。

2 保育所入所の基準

(1) 2号、3号認定（保育標準時間・保育短時間）

2号、3号認定（保育標準時間・保育短時間）の子どもの預かり（以下「長時間保育」といいます。）は、保護者が就労・病気などのため、家庭で保育できない理由を証明する書類の提出が必要です。

- ① 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- ② 妊娠中又は出産後間もないこと（妊娠中の方：※1 産後間もない方：※2）。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- ④ 同居又は長期入院等をしている親族を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む。）を行っていること（※3）。
- ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む。）していること。
- ⑧ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- ⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に規定する配偶者からの暴力（DV）より小学校就学前の子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑩ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑪ その他前各号に掲げる事由に類すると町長が認める事由

なお、就労するための求職活動を理由として、長時間保育で入所することも可能ですが、その場合は概ね3ヶ月までとします。

※1 出産予定日から計算して2ヶ月前から出産日の前日まで。

※2 出産日から起算して2ヶ月を経過する日の翌日が属する月の末日まで。

※3 利用開始日から3ヶ月間。

※集団生活を体験させたい、児童教育の場として利用したい等の理由は該当しません。

(2) 1号認定（教育標準時間）

1号認定（教育標準時間）の子どもの預かり（以下「短時間保育」といいます。）は、保護者の状況に関わらず、給食終了後までお子さんを預かる保育です。なお、保育は長時間保育と一緒にいきますので、クラス・行事なども長時間保育と一緒にになります。

3 対象年齢並びに定員

保育時間	短時間保育 (1号認定)	長時間保育 (2号・3号認定)
対象年齢	3歳～5歳児	生後6ヶ月（0歳児）～5歳児
定員	10名	75名
備考	<p>ただし、受け入れ体制の都合上、原則0歳児クラスは定員3名、1歳児クラスは定員6名、2歳児クラスは定員6名です。</p> <p>定員を超過しての応募の場合は短時間保育児童は抽選、長時間保育児童は所定の審査により決定します。</p> <p>0歳児は生後5ヶ月に到達してから入所申込が可能です。</p> <p>クラスは4月2日時点の満年齢によります。</p>	

4 入所・退所・変更手続き

(1) 入所手続き

① 受付期間 令和2年1月15日(水)～2月1日(土)

※上記期間後も随時受付しますが、定員を超えたときは、入所をお断りする場合がありますことを申し添えます。

※受付初日に入所説明会を開催しますのではじめて入所される方等ご出席ください。

1月15日(水)午後7時～そうべつ保育所にて

入所されるお子さんもぜひご出席ください。

② 申込書類

【長時間保育・短時間保育共通】

ア) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(申込書)

イ) 申請者本人の個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)など、本人確認できる身分証明書

【長時間保育のみ】 ※ 2「保育所入所の基準」を参照ください。

保育の必要性を証明する書類

保育を必要とする事由	提出書類
会社等に勤務している方	就労証明書
自営業・農業の方	就労申告書
妊娠中又は出産後まもない方	母子保健手帳の写し(母子手帳表紙と分娩予定日がわかるページ)
産前産後休暇・育児休業を取得している(する予定の方)	産前産後休暇・育児休業取得証明書 ※勤務先に書いてもらう書類です。
疾病・負傷・障がいのある方	医師の診断書、障害者手帳の写し
同居又は長期入院等をしている親族を常時介護又は看護している方	医師等の意見書(看護のために保育できないことがわかる内容のもの) 介護認定結果通知書の写し等
災害復旧に当たっている方	り災証明書の写し
求職活動中の方	求職活動申立書
就学の方	在学証明書の写し
職業訓練受講中の方	受講決定通知等の写し

※保育所の入所は単年契約です。在所児童の継続入所も申込他すべての書類が必要です。

③ 提出先 そうべつ保育所(月～土)

(2) 退所手続き

① 退所を決められたら速やかに退所届けを提出してください。

② 次の場合は、退所届けの提出がなくても、退所扱い、又は保育時間を変更(長時間保育から短時間保育へ)する場合がありますのでご注意ください。

ア) 正当な事由がなく、児童が1ヶ月以上登所しないとき

イ) 長時間保育の事由が消滅したことを確認したとき

(仕事を辞める、求職活動申し立て期間(3ヶ月)経過等)

③ 仕事を辞められた後も、保護者の求職活動を理由に長時間保育を継続させたい場合は、(3)の変更届と求職活動申立書を提出ください。

(ただし、本手続きにより継続できる期間は概ね3ヶ月程度です)

(3) 変更手続き

保護者の住所・氏名の変更、家族構成の変更（結婚・離婚・出産・親族との同居など）電話番号（携帯）等連絡先の変更、退職、就労時間などが変わった場合は、その都度、速やかにご報告をお願いします。（変更届用紙は保育所に備えてあります）

5 保育料・副食費

(1) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始となり、以下①・②の方の保育料が無償となります。無償化の対象とならないお子さんには、これまで同様に保育料をお支払いいただきます。

- ① 3歳児（ちゅうりっぷ組）～5歳児（すみれ組）の全てのお子さん。
- ② 0歳児（つぼみ組）～2歳児（さくら組）までの住民税非課税世帯のお子さん。

(2) 副食費

保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、保育所等を利用される方も、自ら自宅で子育てを行う方と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、皆様にご負担いただくこととなります。

認定こども園そうべつ保育所の副食費は、一律『4,500円』をご負担いただきます。

ただし、年収360万円未満相当世帯もしくは第3子以降のお子さんについては副食費の支払いが免除されます。

(3) その他支払い方法等

- ① 保育料納入通知書は、保育所より各保護者に配布しますので、その月分を必ず納期までに金融機関等（伊達信用金庫・農協・郵便局・各コンビニ、その他銀行など）にてお支払いください。
- ② 保育料の口座振替も行っていますのでご利用ください。
（申込については、金融機関により手続きが異なりますので、ご相談ください。）
- ③ 特別な事情がない限り、出欠にかかわらず、毎月、保育料等を納めていただきます。
なお、月の途中で入退所する場合は、保育日数によって異なりますので、速やかに必要書類を提出ください。
- ④ 保育料は町民税額から町条例に定められた額にて決定します。
保育料の算定は毎年9月1日に決定し、4月1日～入所児童については前年の町民税額によります。
- ⑤ 保育料の算定にあたり、長時間保育は兄弟が一緒に入所する場合（小学校就学前児童）は2子目が半額、3子目以降無料です。短時間保育は小学校3年生までの兄弟を第1子と認定し、2子目以降は同様です。
また、母子世帯等、在宅障がい児のいる世帯等は徴収金の減免規定があり、その他多子世帯軽減対策等による減免規定もありますので、詳しくはお問い合わせください。

⑥ 保育料の月額徴収基準額は次のとおりです。

ア 長時間保育

階層区分	定 義	徴収金基準月額（単位：円）				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0	
第2	町民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3	町民税 所得割 課税額	48,600円未満	15,600	15,300	0	0
第4-A		48,600円以上 57,700円未満	24,000	23,600	0	0
第4-B		57,700円以上 77,101円未満	24,000	23,600	4,500	4,500
第4-C		77,101円以上 97,000円以下	24,000	23,600	4,500	4,500
第5		97,000円以上 169,000円未満	31,100	30,600	4,500	4,500
第6		169,000円以上 301,000円未満	42,700	42,000	4,500	4,500
第7		301,000円以下	56,000	55,000	4,500	4,500

イ 短時間保育

階層区分	定 義	徴収金基準月額 (単位：円)
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0
第2	町民税非課税世帯	0
第3	町民税所得割課税額	77,101円未満
第4		77,101円以上 97,000円未満
第5		97,000円以上 169,000円未満
第6		169,000円以上 301,000円未満
第7		301,000円以上
第7		301,000円以上



6 保育日・休所日・1日の流れ・年間行事

(1) 保育日

保育標準時間・保育短時間；月曜日～土曜日

※土曜日保育を利用する場合は、調査票にご記入ください。

短時間保育（教育標準時間）；月曜日～金曜日

(2) 休所日

日曜日・祝祭日、12月31日～1月5日、その他（町長が必要と認めたとき）

令和2年3月31日（火）新年度入所準備のため

短時間保育（教育標準時間）；土曜日・お盆時期・卒園式以降

(3) 保育希望事前確認（保育標準時間・保育短時間）

お盆時期と卒園式以降は、保育希望の事前確認を行います。

(4) 1日の流れ

7:30	0～2歳児	3～5歳児	短時間3～5歳児	
8:00	開所	開所		合同保育
8:30				
9:00	登所・視診・遊び	登所・視診・遊び	登所・視診・遊び	8:30
10:00	おやつ 0歳月齢により午前寝			9:00
11:00	保育	保育	保育	保育の基本時間
11:30	給食準備・給食			
12:00		給食準備・給食	給食準備・給食	
12:30	午睡準備			
13:00		午睡準備	降所準備・降所	12:30
	午睡			13:00
15:30	おやつ	おやつ		
16:00	お迎え順に降所	お迎え順に降所		
16:30				16:30
18:30	閉所	閉所		合同保育

(5) 主な年間行事（参考～令和1年度行事内容）

- 4月 対面式
 - 5月 こどもの日
 - 6月 春の遠足、歯科検診
 - 7月 七夕まつり、年長組遠足
 - 9月 運動会、内科検診
 - 10月 秋の遠足、保育参観、個別面談（3～5歳児）
 - 11月 防災訓練、パンの日（11月～3月）
 - 12月 クリスマス会
 - 2月 公開保育、内科検診
 - 3月 おひなまつり、卒園式
 - 毎月 おたんじょう会、身体測定、避難訓練、おにぎりの日、
- ※10月個別面談について0～2歳児クラスは、希望者のみ行います。
※令和2年度の行事については決定しだいお知らせします。

7 登降所・欠席

(1) 登降所

- ① 保育所開所時間は午前7時30分～午後6時30分までですが、基本受け入れ時間は午前8時30分からです。
※午前8時30分前の登所は、仕事で希望されるかたのみの利用となります。
- ② 長時間保育、短時間保育ともに午前9時00分までには登所してください。
- ③ 降所時間は、短時間保育→午後1時00分まで、長時間保育（保育標準時間・保育短時間）→基本午後4時30分までに仕事が終わる次第速やかにお迎えにきてください。
- ④ 長時間保育利用の方が、通院等仕事以外の理由で保育所を利用される場合、平日仕事か休みの場合は、原則午後4時30分までにお迎えに来てください。
- ⑤ 長時間保育利用の方の土曜日利用について
土曜日仕事か休みの場合は、保育所利用は不可です。
土曜日仕事があり保育所利用される場合は、1ヵ月分の保育希望日を提出して下さい。
- ⑥ 保育所では児童の安全を守るため、保護者による送迎を原則としています。ただし、保護者が送迎できない場合は、保護者に代わる20歳以上の大人の方に送迎をお願いします。なお、その場合、必ず保護者の方から代理の方のお名前をご連絡ください。
なお、連絡が無い場合における児童の引き渡しは原則行いません（誘拐、事故、DV被害の観点等）。
また、朝は玄関で視診をしている保育士の所まで、必ず一緒に送って来て下さい。
- ⑦ 登所した際、お子さんの気になること、体調で気になることがありましたら玄関で受け入れしている職員又は担任にお伝えください。
- ⑧ 検温について☆3歳児～5歳児保護者の方は、登所した際、玄関にある検温表
0, 1歳児保護者の方は、連絡帳
2歳児保護者の方は、部屋にある検温表に体温を記入してください。
- ⑨ 登降所時の駐車場は、車の出入りが多く大変危険です。児童から目を離さず必ず一緒に行動してください。駐車場の利用については白線内の停車等、事故防止の観点から皆さんの良識ある利用をお願いします。
車の駐車は、車の頭をセンター側に向けて駐車し、反時計回りで入退場をして下さい。

(2) 欠 席

- ① 保育所を欠席する時や登所時間より遅くなる場合には、必ず9時までには理由と時間を連絡をください。早いお迎えの時もご連絡ください。
ください。
- ② 子どもの生活リズムを崩さないようにするため、午睡時間帯のお迎えは避けてください。
- ③ 正当な事由がなく1月以上出席しないときは壮警町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例施行規則（平成27年1月21日規則第1号）第6条第2項第2号の規定により退所となります。

8 給食・持ち物・連絡

(1) 給 食

- ① 0-2歳児クラスは完全給食です。
3-5歳児クラスは副食のみの給食ですので、主食をもたせてください。
- ② おにぎりの日があります。3-5歳児クラスからは、月1回おにぎりを持参ください。
- ③ パンの日が、11月～3月まであります。3-5歳児クラスは、月1回パンをご持参ください。
- ④ 持参するおにぎり・パン（行事食）の種類等は、お手紙等でお知らせします。
- ⑤ 0-2歳児クラスは午前と午後、3-5歳児クラスは午後におやつがでます。
- ⑥ 朝食は、規則正しく、毎朝とらせてから登所させてください。
- ⑦ **食物アレルギーのあるお子さんについて**

保育所では食物アレルギーがあり家庭で食事制限を行っているお子さんに対し、医師の診断に基づいて、除去食又は代替食でのアレルギー対応食を提供します。

保育所でアレルギー対応ができる食品は「鶏卵」「牛乳・乳製品」のみです。

※ただし、アレルギー症状が重い場合や、集団給食として対応が困難な場合は、弁当対応となる場合もありますので、ご相談ください。

なお、**医学的根拠のない除去はどんな場合でも対応できませんのでご了承ください。**

※アナフィラキシーショックにより、エピペンや内服薬の処方を受けている児童の受け入れは、保育所の施設整備・職員体制等整っておりませんので原則行っておりませんが、ご相談ください。

上記の理由から、入所後、アナフィラキシーショックを発症し、エピペンや内服薬の処方を受けるようになった場合も今後の保育についてご相談させていただきます。

☆提出書類について

- ①「生活管理指導表」（医師の診断と指導に基づく書類）
- ②「食物アレルギーチェック表」（医師の診断と指導に基づく書類）
- ③「食物アレルギーに関する調査票」（保護者）

☆面談について

提出後、面談を行い対応を決定します。

- ⑧ ご家庭の思想に対応した除去食等は原則的に対応できませんのでご了承下さい。別紙をご確認ください。

(2) 持ち物

各年齢（クラス）別、持ち物の詳細はP12～P17を参照ください。

(3) 連 絡

「おたより」・「月別給食献立表」や、その他の連絡文書をカバンの中に入れてもたせ

ますので、帰宅後は毎日かばんの中の点検をお願いします。

9 保護者会

保育所には次の保護者会があり活動しています。

- 交通安全教育 子ぐまクラブ

10 健康管理・保険

(1) 健康管理

- ① 保育所では次の検診等を行います。
 - ア) 年2回、嘱託医による内科検診
 - イ) 年1回、嘱託医による歯科検診
 - ウ) 毎月1回、身体測定
- ② 上記の他にも、集団生活上、毎日、保育士による健康観察を行います。異常を認められた場合は直ちに連絡しますので、速やかに迎えに来てください。
- ③ 感染性の病気にかかった時は、医師の登所許可を得るまで、又体調、食欲が戻り通常の保育所生活が出来るまでは休所してください。 なお、この場合、必ず保育所にご連絡ください。
また、眼病又は皮膚病などの場合、周囲の児童に影響があると思われる場合は、休所していただく場合があります。
- ④ 登所の前夜に熱を出したり、当日の朝に異常が感じられる場合は、無理をさせないで休所するようにしてください。
また、早めに医師の診断を受けるように特にお願いします。
(保育所は集団保育を原則としますので、体調等に不安がある場合は、ご家庭で休養させてください。)
- ⑤ 一時的に給食の除去が必要と診断を受けた場合は、診断書を提出して下さい。
書式の指定はありません。
- ⑥ 保育所では、薬などの投与は行いません。
病気の場合は、できるだけご家庭で休養させるようにしてください。
(当保育所では病児保育は行っておりません)
- ⑦ ホクナリンテープと絆創膏をつけてきた日は、必ず職員に伝えて下さい。誤飲事故防止のためご協力ください。
- ⑧ 予防接種などを受ける場合は副反応が起こることがありますので保育終了後に受けてください。また、予防接種を受けた時は、お知らせください。
- ⑨ 保育所では、万一事故などが起きた場合は、「入所児童の生命および身体を保護する」ことを目的として、救急医療機関等への移送を前提とした対応をとる場合があります。救急医療機関へ行く場合は、保護者の方にも同行していただくこととなりますので、ご承知おきください。
- ⑩ 歯の健康保持増進を図ることを目的とし、年中児年長児クラスの希望者のみフッ化物(フッ化ナトリウム水溶液)洗口を月～金曜日に行っています。

(2) 保 険

- ① 保育所では、保育所での保育中や通常の経路方法による登降所中の児童の災害(負傷・疾病など)に対し、医療費・障害児見舞金などが支給される保険等に加入しています。
- ② 平成25年8月より開始している中学生以下児童生徒の医療費無料化事業は、上記保険が適用の際は保険を優先します。

1 1 その他

(1) 個別面談

入所事前及び10月に、担任保育士による個別面談を行います。

入所事前個別面談～新入児・アレルギーのあるお子さん・障がい児保育・希望者
※新入児は必ず連れてきてください。

10月個別面談～1歳児～5歳児全員

(2) ならし保育

児童が新しい環境に慣れ安心してすごせるようにならし保育（保育時間が少しずつ長くなります）を行っています。

ならし保育は7日間程度と考えておりますが、お子さんの状況により期間が変わる場合もあります。親子面談で担任と相談してください。

ならし保育期間中の受け入れ時間は、基本保育8:30～の対応となります。

(3) 障がい児保育

そうべつ子どもセンターにおける障がい児保育実施要綱（平成22年10月1日要綱第13号）に基づき、障がい児保育を行っています。

希望する保護者の方は、一定の手続きや審査が必要ですので、お早めにご相談ください。

障がいや特性の程度、配置可能な保育士数の状況などによっては、受け入れできない場合があります。

障がい児保育認定児童以外で集団保育が困難な場合は、今後の保育についてご相談させていただきます。

(4) 家庭での保育

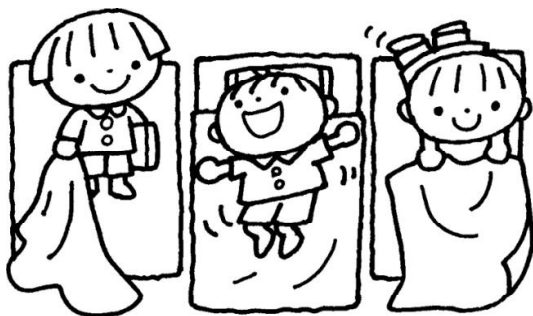
保護者の愛情を受けながら、家庭で保育されるのが、児童にとっては一番良いことです。

長時間保育、短時間保育にかかわらず、仕事が休みなどで保護者が在宅の場合は、できるだけ児童と一緒に家庭で過ごしてください。ご協力をお願いします。

(5) 布団等の管理

布団一式は、2週間に1回持ち帰り、洗濯をし、保護者の方が休み明けに布団部屋に戻してください。

退所する際は、貸し出しました敷布団をクリーニングして返却してください。



(6) 用意する物について

①全園児共通

・持ち物すべてに必ず大きくわかりやすい場所に名前をつけてください。

・衣服についてはファッション性重視ではなく、安全性・機能性・伸縮性があり着脱が簡単で活動しやすい服、汗の吸収がしやすい服を着せてください。

（女の子は、スカート・スカート付きズボン・フリルの付いている服・必要以上に長

い服・髪飾り・ヘアピン・シュシュは不可。髪を縛るときは切れづらいゴムにしてください)

- ・キーホルダーやバッジ、お守り等を、衣類や通園バックにつけることは不可です。
- ・「保」と書いてある衣服は保育所のもので、借りた衣服やオムツは早めに返却してください。

②0歳児(つぼみ組)・1歳児(ふたば組)

〈毎日の持ち物〉

帽子	季節に合わせた帽子を用意してください(麦わら帽子は破損のおそれがあるため避けてください)。
エプロン	3枚程度用意してください。
よだれかけ	必要なお子さんのみ用意してください。
おしぼり(口ふきタオル)	1日3枚乾いたおしぼりを用意してください。 使用後は持ち帰りますので、翌日持って来てください。
コップ	大きさや素材等はお子さんが使いやすく軽い物で落としても割れない物、又持ち手が付いている物を用意してください。 コップは袋に入れて持ってきてください。
オムツ	4, 5枚程度用意をしてください(毎日補充してください)。
おしりふき	1パック用意してください(少なくなりましたら補充してください。 パッケージに名前を書いてください。ケースは必要ありません)。
汚れてもよいシャツ・パンツ・タオル	絵の具遊びや、水・泥遊びの時に体を拭くため使用します。 ※着替えやタオルは持ち帰りましたら必ず補充してください。
手提げ袋	連絡帳や着替えを登降所の時に入れます。どのようなものでも結構です(連絡帳や着替えを入れる大きさの物)。
外靴	歩けるようになったら運動しやすい靴を用意してください。 紐靴は不可。 ※室内は裸足保育なので、上靴は必要ありません。
汚れ物袋	汚れ物を入れて持ち帰る為のビニール袋又はレジ袋を毎日使う枚数(3, 4枚程度)用意して下さい。 ※全てに油性マジックで名前を書いてください。

〈服装について〉

着替え	個人のかごの中に入れて保管します。 3替わり程度、用意してください。(汚れて持ち帰った場合は必ず補充してください)
-----	--

〈冬季〉

防寒着について	着脱や遊びの面でも、ジャンプスーツ(上下がつながっているもの)が好ましいです。 ※かけひもをつけてください。 つぼみ組は、お子さんの成長に合わせて担任とご相談下さい。
帽子について	耳掛けなど、帽子に付属品がついてる場合は取り外して下さい。 帽子からひもが下がっているタイプの物は、事故にもつながるので避けてください。
外靴について	冬用の ゴム長靴 にしてください。 スパイクのついた物、スノートレー、ファッションブーツ、丈の短い物は不可。
手袋について	手首のところが長い手袋にしてください。

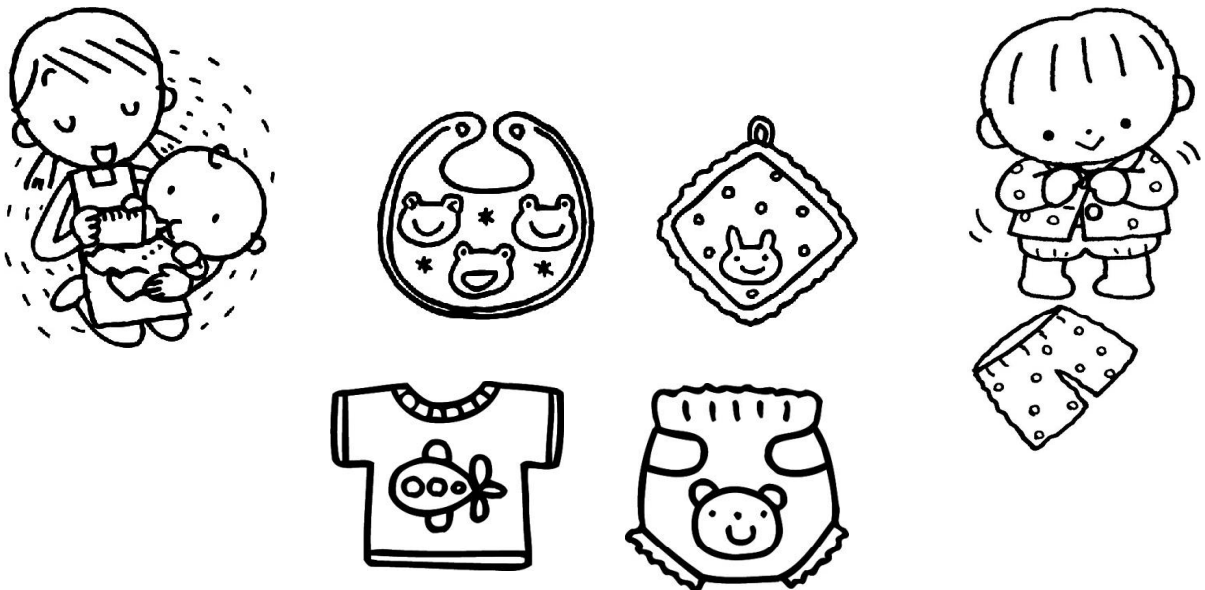
	両手袋をひもでつなげて、ジャンパーの袖に通して下さい。
きゃはん について	ナイロン製の物にし、雪が積もりましたら家庭でつけてきてください。

〈午睡用寝具について〉

敷布団	保育所で用意します。 敷布団に合ったサイズのカバーを家庭で用意してください。 ※敷布団は面談の時に渡します。次年度入所決定された方は、引き続き使用してください。 ※卒園、退所の際はクリーニングをしてお返してください。
掛け布団	掛け布団にカバーと襟ふをつけてください。 カバーは布団がずれないように四隅を紐でとめる又は縫うなどしてください（安全ピン不可）。 夏季はバスタオルを使用しますので、用意してください。
枕	枕が必要なお子さんのみ、タオルで枕カバーをつけてください。 枕を使用していないお子さんは、汗取り用のタオルを用意してください。
風呂敷 (ふたば組のみ)	午睡時に脱いだ衣服をしまいます。縮み地不可。
パジャマ (ふたば組のみ)	毎週末持ち帰り洗濯をして、月曜日に持ってきてください。 ※上着とズボンが分かれている物であれば、どんなものでもかまいません。
寝具の洗濯	2週に1回家庭に持ち帰ります。 洗濯、日干しをして、次の月曜日に持ってきて所定の場所においてください。 ※用意する物の見本は保育所にあります。入所してから午睡が始まるまでに時間がありますので、面談の際保育所の見本をごらんください。

〈その他〉

ジャンパー、帽子には、必ずかけひもをつけてください。



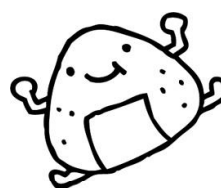
2歳児（さくら組） 3歳児（ちゅうりっぷ組） 4歳児（ひまわり組）
5歳児（すみれ組） 短時間保育児 長時間保育児 共通

〈毎日の持ち物〉

帽 子	春 夏 秋	壮警町「そうきたか！そうべつ！！ひろめ隊」より、帽子が支給されます。
	冬	防寒用の物を用意してください。
		※登所の際、かぶってきてください。 ※冬の帽子は天候を見て保護者の方で切り替えて下さい。 ※さくら組はかけひもをつけてください。
汚れてもよい シャツ・パ ンツ・タオル		絵の具遊びや、水・泥遊びの時に使用します。 ※着替えやタオルは持ち帰りましたら必ず補充してください。
通園バック		自分で肩から掛けられる物にしてください。
おたより帳		保育所で用意し、面談の時に渡します。保護者の記入する所は書いて下さい。
お弁当箱		3歳以上児は、白米を入れてハンカチに包み持ってきてください。 温蔵庫で温めますので、熱に強いステンレス製又はアルミ製を用意してください。
箸 (さくら組は 不要)		箸・スプーン・フォーク等、家庭で使っているものを持ってきて下さい。 箸は木製のものを用意してください。
箸 箱 (さくら組は不要)		スライド式の物にしてください。
外 靴		自分で履きやすく運動しやすい靴にしてください。紐靴は不可。 室内は裸足なので、上靴は必要ありません。
汚れ物袋		汚れ物を入れて持ち帰る為のビニール袋又はレジ袋を毎日使う枚数 (3, 4枚程度) 用意して下さい。 ※さくら組ちゅうりっぷ組～全てに油性マジックで名前を書いてく ださい。 ひまわり組すみれ組～名前はいりません。
おしぼり 口ふきタオル (さくら組のみ)		1日3枚乾いたおしぼりを用意して下さい。 使用後は持ち帰りますので、翌日持って来て下さい。

〈月1回の持ち物〉 ちゅうりっぷ組、ひまわり組、すみれ組対象

<p>おにぎり～毎月1回おにぎりの日があります（8月はありませぬ）。 パン～月1回パンの日があります（11月～3月）。 ※おにぎりの日・パンの日は、おたより・献立表で日程を確認してください。 ※さくら組は、完全給食なので不要です。</p>



〈服装について〉

衣 服	さくら組はジャンパー、帽子にかけひもをつけてください。
着替え	着替え用ボックスの中に入れて保管します。 個人に合わせて用意してください（2～3替わり程度）。 ※汚れて持ち帰った場合は必ず補充してください。
オムツとおしりふき	オムツを使用しているお子さんはオムツとおしりふきを持ってきてください。（オムツは各枚、おしりふきはパッケージに名前を書いてください） ※残り枚数が少なくなりましたら、補充してください。
スモック	絵の具を使うときや製作のときに着用します。
短パン	伸縮性のあるジャージなどの半ズボン（膝より短いもの）を用意してください。 ウエストはゴムにしてください。 リズム遊びや体育遊びの時に着用します。一年通して使います。

〈夏 季〉

プール用品の準備について（ひまわり組・すみれ組のみ）

水着	男の子	ウエストにゴムが入っているもの。 ひもが入っている場合はとってゴムを入れてください。
	女の子	水に入るとゆるめになり肩紐がさがりやすくなります。 肩紐を少しきつめにしておくのが好ましいです。
水泳帽子（メッシュタイプ） タオル（手ぬぐいの大きさ）		
ビーチバック （ビニール製）	使用した日は家庭に持ち帰り洗濯をして、翌日必ず持ってきてください。 水中めがねは必要ありません。 持ち物には油性マジックで必ず名前をつけてください。 濡れた物を入れるので水がしみる素材のものは避けて下さい。	

〈冬 季〉

防寒着 について	さくら組とちゅうりっぷ組は、着脱や遊びの面でも、ジャンプスーツ（上下がつながっているもの）が好ましいです。 ※さくら組はかけひもをつけてください。 ひまわり組とすみれ組は、自分で着脱できるものであれば自由です。
帽子について	耳掛けなど、帽子に付属品がついている場合は取り外して下さい。 帽子からひもが下がっているタイプの物は首にからまる、遊具にひっかかる等の事故にもつながるので避けてください。
外靴について	冬用の ゴム長靴 にしてください。スパイクのついた物、スノートレー、ファッションブーツ、丈の短い物は不可。
手袋について	手首のところが長い手袋にしてください。
きゃはん について	ナイロン製の物にし、雪が積もりましたら家庭でつけてきてください。
その他	マフラーは安全性を考えて使用しません。

〈午睡用寝具について〉

敷布団	保育所で用意します。 敷布団に合ったサイズのカバーを家庭で用意してください。 ※敷布団は面談の時に渡します。次年度入所決定された方は、引き続き使用してください。 ※卒園、退所の際はクリーニングをしてお返しください。
掛け布団	掛け布団にカバーと襟ふを用意してください。カバーは布団がずれ

	<p>ないよう四隅を紐でとめる又は縫うなどしてください（安全ピン不可）。</p> <p>夏季はバスタオルを使用しますので、用意してください。</p>
枕	<p>必要なお子さんは、タオルで枕カバーをつけてください。</p> <p>必要のないお子さんは、汗取り用のタオルを用意してください。</p>
風呂敷	<p>午睡時に脱いだ衣服をしまします。縮み地の物は不可。</p>
パジャマ (さくら組のみ)	<p>大きめの前ボタンで上着とズボンが分かれている物にしてください。スナップは不可。</p> <p>※3歳以上の子については、シャツとパンツで寝ます。</p>
寝具の洗濯	<p>全クラス2週に1回家庭に持ち帰ります。持ち帰る日は玄関の掲示で確認してください。</p> <p>洗濯、日干しをして、次の月曜日に持ってきて所定の場所においてください。</p> <p>※用意する物の見本は保育所にあります。平常保育までに時間がありますので、面談の際保育所の見本をごらんください。</p>

おわりに

家庭と保育所の連携

保育所で過ごす時間は長時間です。保育所での生活が長くなればなるほど、それだけ親子で過ごす時間が少なくなります。

子どもの情緒の安定は、親と子の心身のふれあいから生まれます。

一日のうちに、一緒にいる時間を必ずつくるように配慮しましょう。

このことは、子どもの心の安定をはかり、保育所生活もスムーズに過ごせる基礎となります。また、子どもにとって必要な生活経験は、保育所と家庭が連携してはじめて身についていくものです。

子どもの動きや変化に気づき、心を配り、保護者の皆さんと話し合いながら心身ともに健康なお子さんに育つよう、職員一同、努力してまいりますのでご理解とご協力をよろしくお願い致します。

申込書類チェック表

- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- 申請者本人の身分証明書
- 保育の必要性を証明する書類